

樹木採取者公募の公示

令和6年10月23日

湯沢河川国道事務所長 松原 寛

次のとおり、「R6雄物川強首地区河川区域内樹木採取」に係る採取希望者を公募します。

1. 公募名称：R6雄物川強首地区河川区域内樹木採取
2. 公募内容：高水敷支障木伐採・搬出（採取区域等は別添図1～3のとおり）
※河川区域内の樹木採取を希望する方を公募し、選定された方が自ら伐採した樹木を無償で持ち帰ることで、伐採費用の縮減と伐採木の有効利用を図るものです。
3. 採取期間（予定）：許可された日から令和8年2月28日までのうちの都合の良い期間
4. 採取場所：秋田県大仙市強首地先の高水敷（雄物川左岸、別添図参照）
5. 公募に参加する方に必要な資格及び条件等
 - ① 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
 - ② 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条、又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
 - ③ 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - ④ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
 - ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
6. 応募手続き等
 - ① 応募方法
添付の応募様式に必要事項を記載のうえ提出（持参又は郵送）して下さい。
 - ② 募集期間
令和7年2月28日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日（受付時間：9:00～17:00）
※全区画が選定された時点で公募を終了します。
 - ③ 提出及び問い合わせ先
◆東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 大曲出張所
【住所】〒014-0054 秋田県大仙市大曲金谷町25-40
【電話】0187-63-3340

7. 許可手続き等

採取者として選定された方は、当該樹木の採取について、河川法第 25 条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則第 13 条第 1 項に定める申請が必要となります。

8. 採取者の選定方法

- ① 応募を受け付けた順番で選定させていただきます。ただし、応募書類の記載内容を確認し、不備（参加資格要件等の虚偽記載、採取希望区画数や採取に関する計画などの実効性）があると判断される場合には選定しません。
- ② 選定に必要な情報収集あるいは履行の確実性を確認するため、応募者にヒアリングを実施する場合があります。
- ③ 選定状況は、順次、事務所ホームページでお知らせします。
ご希望の区画が既に選定済みとなっている場合もありますので、予めご了承下さい。

9. その他

- ① 手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。
- ② 関連情報を入手するための照会窓口は、上記 6 の③に同じとします。
- ③ 応募に要する費用は、応募者側の負担とします。
- ④ 提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用は行いません。
- ⑤ 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にします。
- ⑥ その他詳細は、公募説明書のとおりです。
- ⑦ 採取した樹木をバイオマス発電に使用する場合は、「一般木質バイオマス」に区分されます。